



平成 28 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 中 外 鉱 業 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 芳 賀 一 利
(コード番号 1491 東証二部)
問 合 せ 先 I R セ ン タ ー 室 長 桜 庭 勲
(T E L . 03-3201-1541)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 13 日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 124 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮することができるようにするため、また、今後も社内外を問わず広く適切な人材を確保できるようにするため、取締役会の決議によって取締役および監査役の責任を会社法で定める範囲内で免除することができる旨の規定並びに取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および監査役の責任をあらかじめ会社法で定める範囲内に限定する契約を締結できる旨の規定を新設するとともに、条数の繰り下げを行うものであります。

なお、変更案第 25 条（取締役の責任免除）の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は別表のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定)	平成 28 年 6 月 29 日 (水曜日)
定款変更の効力発生日(予定)	平成 28 年 6 月 29 日 (水曜日)

以 上

【別表】

(下線は、変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第16条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第17条～第24条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第25条～第31条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p> <p>第32条～第35条 (条文省略)</p>	<p>第1条～第16条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第17条～第24条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>(取締役の責任免除)</u></p> <p>第25条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役</u> <u>(取締役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、<u>法令の限度において、取締役会の決議</u> <u>によって免除することができる。</u></p> <p>② 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、<u>当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第26条～第32条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第33条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役</u> <u>(監査役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、<u>法令の限度において、取締役会の決議</u> <u>によって免除することができる。</u></p> <p>② 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、<u>当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第34条～第37条 (現行どおり)</p>